

弘前市における宿泊税に係る制度のあり方について
答申書（案）

弘前市における宿泊税に係る制度のあり方について、審議を重ね、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 当委員会では、宿泊税の導入に向けて、市民、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者から理解が得られることを念頭に、弘前市ならではの制度内容をまとめたところである。
- 2 今後、弘前市において、当委員会で議論した様々な効果と課題について引き続き整理し、十分に検討を加えながら、拙速な導入とならないよう対応していくことが必要である。
- 3 宿泊税の導入に伴う新たな財源の用途については、その導入目的を踏まえて活用するとともに、市民等から用途に対する理解が得られるよう心掛けることが必要である。
- 4 宿泊税の導入に当たっては、特に以下の取組について事前に実施することが必要である。
 - ①市民や宿泊事業者等に対する宿泊税の導入目的、用途、税額などの丁寧な説明や意見聴取、並びに周知活動
 - ②宿泊事業者へのレジシステムの整備、改修等の事前準備に係る対策

5 当委員会でまとめた宿泊税制度の内容は、以下のとおりである。

項目	制度内容
導入目的	弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため
課税客体	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者〈宿泊事業者等〉が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。）
申告納入期限	特別徴収義務者は原則、毎月末日までに前月分を申告及び納入する。 （ただし、申告納入額が一定額を超えない場合等一定の要件を満たす場合に3か月分をまとめて申告納入できる制度も導入すること。なお、制度の要件は、事業者の意見を参考とする。）
税額	一律200円
免税点	設定しない
課税免除	設定しない （ただし、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除とする。）
条例施行後の見直し時期	5年ごと
特別徴収事務交付金	納期限内納税額の3.5%

令和6年 月 日

弘前市宿泊税検討委員会

委員長 土岐 俊二

委員長
職務代理者 白戸 孝之

委員 加藤 惠吉

福土 圭介

木村 知紀

藤田 智彦

永井 温子

石山 紗希